



2025年2月3日

各 位

会 社 名 阪神内燃機工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 木下 和彦
(コード番号 6018 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 中川 智
(TEL 078-332-2081)

従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の一定の条件を充たす従業員に対して、従業員持株会を通じた株式の付与（以下「本スキーム」といいます。）を決定し、下記のとおり、阪神内燃機工業従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年2月27日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 480 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,620 円
(4) 処分価額の総額	1,257,600 円
(5) 処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による (阪神内燃機工業従業員持株会 480 株) (本スキームの対象となる最大人数である当社の一定の条件を充たす従業員(注)19名に対し、合計480株付与するものと仮定して計算しています。) なお、各対象従業員からの付与株式数の一部申し込みは受け付けません。

(注)当社の一定の条件を充たす従業員とは、以下のいずれかの要件を充たす者をいう。以下同じ。

- ①2024年度永年勤続表彰者(勤続10年)
- ②2024年度永年勤続表彰者(勤続20年)
- ③2024年度永年勤続表彰者(勤続30年)
- ④2024年度付与対象である次年度定年退職者

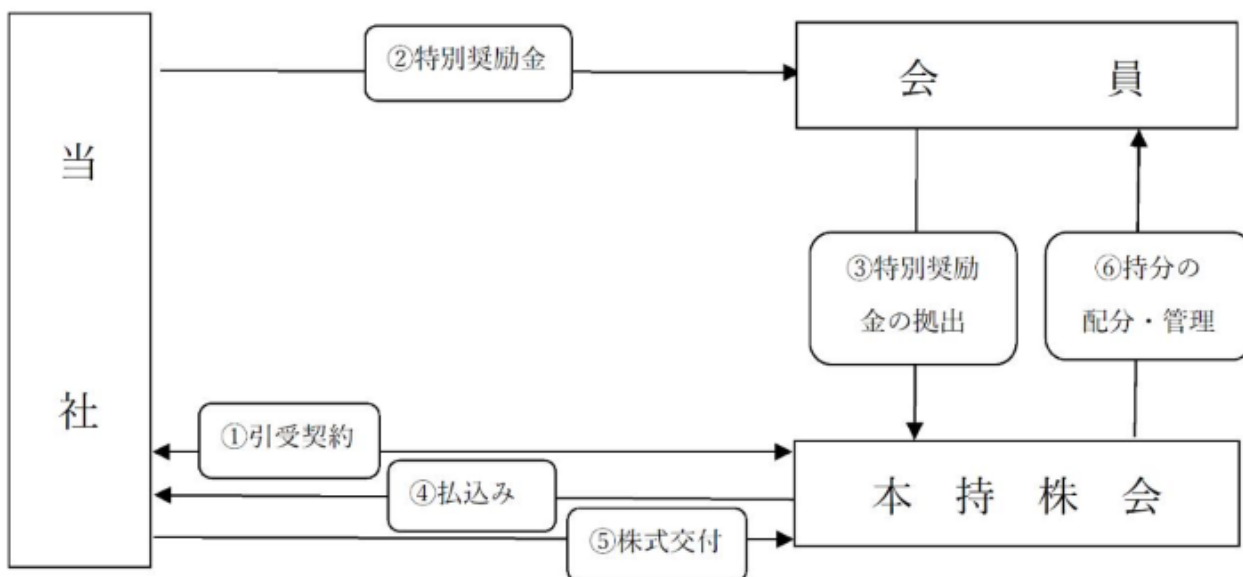
実際は本持株会への加入に至らない従業員が生じますので、対象者は上限株数の想定より少なくなる可能性があります。なお、対象者数が確定した場合の処分株式数および処分価額の総額につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

2. 処分の目的および理由

当社は、経営に対する参画意識を高めることを目的に、勤続満10年、20年、30年の従業員および付与対象である次年度定年退職者（以下、「付与対象者」という。）に対して、永年勤続表彰制度を導入しております。

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を、付与対象者である本持株会の会員（以下「会員」といいます。）に対し、特別奨励金として付与することを決定いたしました。本自己株式処分は、当社が会員に特別奨励金を支給し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するもので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、「1. 処分の概要」の（注）に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大480株を本持株会へ処分する予定です。なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、2024年9月30日現在の発行済株式総数3,248,548株に対する割合は0.01%、2024年9月30日現在の総議決権個数32,301個に対する割合は0.01%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）となります。

本スキームの仕組み



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分および引受けに関する株式引受契約を締結します。
- ② 当社は、会員に特別奨励金を支給します。
- ③ 会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
- ④ 本持株会は、会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当の払込を行います。
- ⑤ 当社は、本持株会に対して自己株式を処分します。
- ⑥ 割当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託している大和証券株式会社を通じて、持株会の会員持分に配分・管理されます。

※会員は、割当てられた当社株式を本持株会の規約に従って任意に引出すことができます。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本スキームの導入を目的としています。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年1月31日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である2,620円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的なものであって、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていることにも鑑みれば、特に有利な価額には該当しないものと考えています。なお、この価格の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第

3位を四捨五入しています。)は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1ヵ月 (2025年1月1日~2025年1月31日)	2,276円	15.11%
3ヵ月 (2024年11月1日~2025年1月31日)	2,223円	17.86%
6ヵ月 (2024年8月1日~2025年1月31日)	2,188円	19.74%

当社の監査等委員会(4名、うち3名は社外取締役である監査等委員)は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、および当該払込金額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上